

<根拠となる法律等>

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月制定、平成 17 年 4 月から施行）

個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び施策の基本となる事項や国及び地方公共団体の責務、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等が定められた法律です。個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。基本理念として、個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、その適正な取扱いが図られなければならないとされています。

雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 24 年 5 月 14 日厚生労働省告示代 357 号）

個人情報の保護に関する法律に定める事項に関し、雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めた指針です。なお、個人情報のうち健康情報は特に機微な情報であり、厳格に保護されるべきものであることから、指針に定める措置の実施等に加えて事業者が留意すべき事項を定めるものとして、「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項の改正について」（平成 24 年 6 月 11 日付基発第 0611 第 1 号厚生労働省労働基準局長通知）が定められています。



2. 肝炎に感染した労働者がいたら...

(1) プライバシーへの配慮の必要性

肝炎に感染している労働者がいることが明らかになった場合に、事業者が最も留意しなければならないのは、当該労働者のプライバシーへの配慮です。肝炎については、残念ながら偏見があるのが実情です。事業者が労働者から収集する情報は必要最低限にとどめられるようにすると同時に、事業者内での当該情報を知る範囲についても、本人同意の上、最低限の範囲に限定されることが必要です。

(2) 日常で求められる肝炎対策

事業者には労働安全衛生法の定めなどにより、労働者の生命・身体が業務上の危険から守られるよう配慮しなければならないという義務があります。社員が心身の健康を害することを会社が予測できた可能性（予見可能性）があり、それを会社として回避する手段があったにもかかわらず（結果回避可能性）、手段を講じなかった場合に、安全（健康）配慮義務違反となります。労働者本人からの申告により、肝炎に感染していることが明らかになった場合、事業者は労働者の安全と衛生を確保することに努めるべく、必要に応じて就業上の措置を講じる必要があります。

①肝炎に関する知識の啓発

肝炎は多くの場合、無症候性キャリアとして、症状がまったくない人が大半です。さらに、治療等を行っている人についても、日常生活では感染しません。そのため、肝炎感染者がいる場合でも特別扱いすることなく、他の労働者が偏見や差別を持つことがないように、日頃からウイルス性肝炎に関しての正しい知識や予防法を伝えることが必要です。

②肝炎ウイルス検査の受診の促進

肝炎ウイルスの検査は、都道府県等が行っている保健所での検査を受けることができます。また、保健所だけでなく医療機関でも検査を受けられる場合があります。

事業者においても労働者に対して肝炎ウイルス検査を受けることの意義を周知するとともに、早めに検査を受診するよう呼びかけてください。また、職場での定期健診の際に、必要に応じて肝炎ウイルス検査を受診する機会を設けるようにすることも推奨されます。

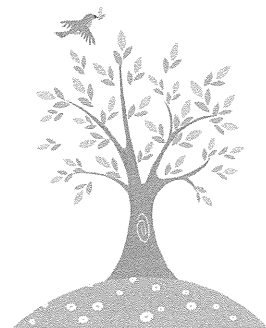
ただし、職場での検査実施に当たっては、検査受診の有無や結果などについて、本人の同意なく、他の人が知ることがないように、その取り扱いについてプライバシー保護への十分な配慮が必要です。

③肝炎をはじめとした健康問題に関する職場内での相談窓口の設置

労働者を雇用する事業者には、法律上、安全と衛生を確保することが求められています。

その中心的な役割を担うのは、事業者の管理監督者、また人事労務スタッフや産業保健スタッフであり、これらの関係者は、職場において労働者が健康上の問題を抱えた際の相談窓口となり得ます。各関係者が担うべき具体的な役割は以下のとおりです。

職種	役割
管理監督者	職場環境等の問題点の把握と改善、就業上の配慮
人事労務管理スタッフ	労働条件の改善、配置転換・異動等の配慮
産業医	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な立場から、管理監督者及び人事労務管理スタッフへ助言及び指導 ・治療医との連携における中心的役割 ・就業上の配慮に関する事業者への意見
産業保健師等	労働者に対するケア及び管理監督者への支援
衛生管理者	労働者に対するケア及び管理監督者への支援、産業医、人事労務管理スタッフや事業場外資源との連絡調整



(3) 治療を必要とする肝炎患者に対する対応

治療を必要とする肝炎患者がおり、休職が必要となったり、休職を伴わないまでも、就業上何らかの配慮が必要な場合には、適宜本人ならびに治療医より健康情報の収集を行う必要があります。

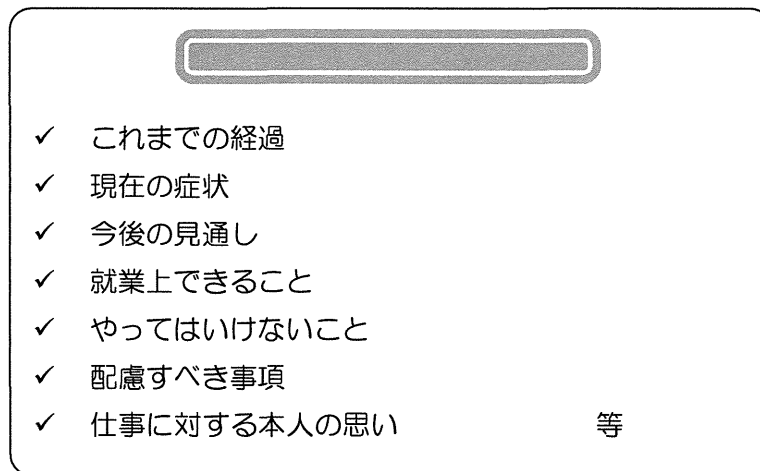
ただし、その際には前述のとおり、プライバシーには十分配慮しながら情報収集を行うことが必要です。

① 労働者本人からの情報収集

健康情報の収集は、本人の同意の上で行うことが必須となります。

病状等に関しては、労働者本人に確認することが第一義的には必要です。

事業者として、労働者が就労継続できるようにするには、以下の情報を収集する必要があります。

- 
- ✓ これまでの経過
 - ✓ 現在の症状
 - ✓ 今後の見通し
 - ✓ 就業上できること
 - ✓ やってはいけないこと
 - ✓ 配慮すべき事項
 - ✓ 仕事に対する本人の思い 等

なお、長期間の休暇・休業からの復職をする場合には、事業者として労働者本人の体力が戻っているかについて確認することも大切です。そのためには、2週間程度、生活パターン等についての記録をつけてもらうことも考えられます。

② 事業者から労働者への情報提供

労働者からの情報収集とあわせて、事業者側からも労働者に向けて、休暇・休職制度、健康保険や互助会・共済会等の制度等について情報提供を行うことが重要です。事業者側からの情報提供により、労働者側もいつまで治療に専念できるのか等を把握でき、安心した療養生活を送ることが可能になります。

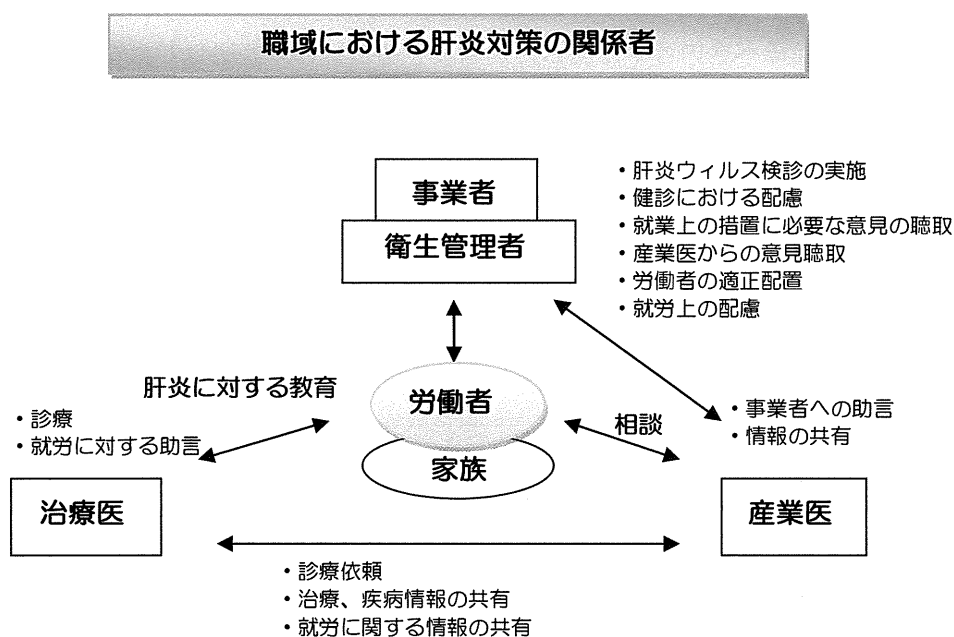
③ 治療医からの情報収集

上記のような治療に関する情報等が労働者本人から十分に得られない場合、必要に応じて治療医より就業上の配慮につながるための情報を入手することが大切です。

治療医との連携窓口として、産業医が選任されている場合には、産業医がその中心的役割を果たすことになり、診療情報提供依頼（参考資料参照）により、治療情報等を入手することも可能です。

ただし、事業者の規模によっては産業医が選任されていないこともあります。その際には、地域の地域産業保健センターに相談することも可能です。

また、事業者として直接情報を入手するために、本人が受診する際に同行し、本人同意の上で治療医より情報を収集することも考えられます。



(4) 肝炎について相談したい場合には

各都道府県には肝炎の治療を専門的に行う肝疾患診療連携拠点病院が指定されており、各病院には肝疾患相談センターが設けられています。各地の肝疾患診療相談センターでは、医師・看護師・社会福祉士等が、患者、家族をはじめとした関係者から、ウイルス肝炎の症状や治療法、どこでどのような治療を受けられるかなど各種相談に無料で応じています。

職場での肝炎対策について相談したい場合で、治療に関する内容が中心となる場合には、各地の肝疾患相談センターに問い合わせることができます。各地のセンターについては、独立行政法人国立国際医療研究センター 肝炎情報センターのホームページ (<http://www.kanen.ncgm.go.jp/>) にて検索することが可能です。

また、職業生活に関する内容については、各都道府県に設置されている地域産業保健センター、産業保健推進センター等において相談することが可能です。

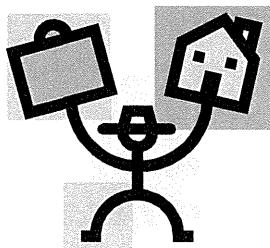
V. 治療と仕事の両立にあたり活用可能な様式

(1) 以下の様式は、患者さんが就業上の配慮等が必要になるような治療を行う際に用いると良いでしょう。

様式	概要
これからの治療と仕事の見通し	<p>自身で、治療予定と仕事の見通しを記録し、治療と仕事の両立の見通しをつけるために使用します。</p> <p>治療開始時もしくは、復職をする際に、事業者に対し、自身の状況を適切に説明するためにも、治療状況について治療医にしっかりと確認する必要があります。そのためにも自身の仕事内容等、担当医に伝えるべき内容や確認したい事項をあらかじめ整理しておく良いでしょう。</p>
体調チェックシート	<p>治療に伴い強い副作用がある場合等、自身の状況を把握するために使用します。</p>

(2) 以下の様式は、事業者が就業上の配慮等が必要になる際に用いると良いでしょう。

様式	概要
診療情報提供依頼	<p>事業者が労働者の治療医より当該労働者の就業上の配慮事項等について情報提供を依頼する際に用います。</p> <p>(産業医から治療医)については、産業医から発信する形になっていますが、産業医がない場合には、人事労務担当者より治療医への依頼をすることも可能です。</p> <p>(治療医からの回答様式)は、長期休業をした労働者が復職する際、就業上の配慮を検討する際の参考として使用することができます。</p>



これからの治療と仕事の見通し

- 治療の予定（定期検査や主な治療など）
- 仕事の予定（主要な活動）

記入日 年 月 日

	治療の予定	仕事の予定	留意点
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			

仕事について治療医に伝えたいこと

(出張や外回りが多い、長時間立ちっぱなし、重いものを持つ、車の運転が可能かどうかなど仕事の内容や特徴について)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

治療医からのコメント

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

体調チェックシート

年 月

日付	曜日	通院日	就業日	体調										その他留意事項				
				体温	全般的			頭痛	吐き気	下痢	便秘	めまい	倦怠感		筋肉痛	食欲		
記入例		○	↕	37.8℃	😊	😐	😞	○	○				○	○			×	治療後、激しい倦怠感
1				℃	😊	😐	😞											
2				℃	😊	😐	😞											
3				℃	😊	😐	😞											
4				℃	😊	😐	😞											
5				℃	😊	😐	😞											
6				℃	😊	😐	😞											
7				℃	😊	😐	😞											
8				℃	😊	😐	😞											
9				℃	😊	😐	😞											
10				℃	😊	😐	😞											
11				℃	😊	😐	😞											
12				℃	😊	😐	😞											
13				℃	😊	😐	😞											
14				℃	😊	😐	😞											
15				℃	😊	😐	😞											

日付	曜日	通院日	就業日	体調										その他留意事項				
				体温	全般的			頭痛	吐き気	下痢	便秘	めまい	倦怠感		筋肉痛	食欲		
記入例		○	↕	37.8℃	😊	😐	😞	○	○				○	○			×	治療後、激しい倦怠感
16				℃	😊	😐	😞											
17				℃	😊	😐	😞											
18				℃	😊	😐	😞											
19				℃	😊	😐	😞											
20				℃	😊	😐	😞											
21				℃	😊	😐	😞											
22				℃	😊	😐	😞											
23				℃	😊	😐	😞											
24				℃	😊	😐	😞											
25				℃	😊	😐	😞											
26				℃	😊	😐	😞											
27				℃	😊	😐	😞											
28				℃	😊	😐	😞											
29				℃	😊	😐	😞											
30				℃	😊	😐	😞											
31				℃	😊	😐	😞											

診療情報提供依頼（産業医から治療医）

病院

クリニック先生 御机下

〇〇株式会社 〇〇事業場 産業医

印

下記1の弊社従業員の職場復帰支援に際し、下記2の情報提供依頼事項について、添付の様式もしくは任意書式の文書により情報提供及びご意見をいただければと存じます。

なお、いただいた情報は、本人の治療と就労が両立するための支援の目的にのみ使用され、プライバシーには十分配慮しながら産業医が責任を持って管理いたします。今後とも弊社の健康管理活動へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 従業員

氏名 ○ ○ ○ ○ (男・女)

生年月日 年 月 日

2. 情報提供依頼事項

(1) 現在の健康状態、治療経過等

(2) 今後の治療予定（治療予定期間、通院頻度、予見される副作用等）

(3) 就業上の配慮の内容とその措置が必要な期間、その他ご意見

（時間外あるいは休日勤務、交替勤務、(海外)出張等について、禁止あるいは制限の必要性の有無）

（本人記入）私は本情報提供依頼書に関する説明を受け、情報提供文書の作成並びに産業医への提出について同意します。

年 月 日 氏名

印

(治療医からの回答様式)

記入日 年 月 日

就業上の配慮に関する意見書

対象者氏名： _____

1. 現在の健康状態、治療経過等

2. 今後の治療予定

※治療予定期間、通院頻度、予見される副作用等

3. 就業上の配慮の内容

- ・ 時間外勤務 (禁止・制限 H)
- ・ 休日勤務 (禁止・制限)
- ・ 出張 (禁止・制限)
- ・ 配置転換・異動：
- ・ その他禁忌事項：
- ・ 交替勤務 (禁止・制限)
- ・ 就業時間短縮 (遅刻・早退 H)
- ・ 作業転換

3. 就業上の配慮に関する意見

4. 上記の措置期間

年 月 日 ～ 年 月 日

医療機関名：

医師名：

印

Ⅱ. 分担研究報告書

ウイルス性肝炎に罹患した労働者の就業上の配慮に関する文献調査、事例調査、 産業医に対する意見調査結果のデータベース構築

研究分担者 堀江正知 (産業医科大学 産業保健管理学 教授)

研究要旨

平成 23 年度に、産業保健分野における肝炎対策について既存の知見を整理し検討すべき課題を明らかにすることを目的に、(1)「産業保健分野における肝炎対策に関する文献調査」を行い、21 件の文献を整理した。また、ウイルス性肝炎に罹患した労働者への望ましい就業上の配慮のあり方を明らかにすることを目的に、産業医に対して (2)「ウイルス性肝炎に罹患した労働者の就業上の配慮に関する事例調査」を行い、87 例収集し整理した。平成 24 年度は、産業医の肝炎検査結果への関与のあり方および肝炎に罹患している労働者の就業上の措置に関する専門的な産業医等の意見を明らかにすることを目的に (3)「ウイルス性肝炎に罹患した労働者の就業上の措置等の産業保健活動に関する産業医の意見調査」を行い、回答を得た 358 人 (回答率 45.3%) のうち有効回答を得られた 354 人の回答を解析した。そこで、平成 25 年度は、これらの研究成果を現場の産業医に提供することを目的に、上記 (1) (2) (3) の内容を掲載したホームページを作成し、ウェブ上に公開した。(1) の文献はフリーキーワードから検索可能にした。(2) の事例は 3 種類の方法 (①キーワード、②フローチャート、③条件の組み合わせ) からの検索を可能にした。

研究協力者 谷澤有美¹、中川知¹、濱本貴史¹、川波祥子¹、奈良井理恵²、永野千景³、川瀬洋平⁴

¹ 産業医科大学産業保健管理学、² マツダ株式会社、³ 株式会社クボタ筑波工場、

⁴ 三菱化学株式会社四日市事業所

A. 研究目的

平成 23 年度の (1)「産業保健分野における肝炎対策に関する文献調査」(文献調査)、(2)「ウイルス性肝炎に罹患した労働者の就業上の配慮に関する事例調査」(事例調査)、平成 24 年度の (3)「ウイルス性肝炎に罹患した労働者の就業上の措置等の産業保健活動に関する産業医の意見調査」(意見調査)の結果から、望ましい健康管理のあり方について産業医や衛生管理者が活用できるような電子データベースを収載したホームページをウェブ上に構築すること。

B. 研究方法

ホームページに収載すべき文献調査、事例調査、意見調査の内容を整理したうえで、検索に必要なキーワードを付した。また、レイアウト及び検索

方法について分担研究班で検討した。その内容に基づいて JavaScript を利用したホームページの開発とサーバでの稼働をビズ・コレジオ株式会社に委託した。開発したウェブページについて、分担研究班で点検し、産業現場の産業医、看護職、衛生管理者等が利用する上での便を図った改良を行った。

C. 研究結果

平成 23 年度及び平成 24 年度の本研究の成果に基づいて、職場におけるウイルス肝炎に罹患した労働者を対象とする望ましい健康管理のあり方に関連する事項について、産業医や衛生管理者が活用できるデータベースを構築し、ウェブサイトとして開発した (<http://www.oshdb.jp/research/>) (図 1)。文献研究については、総数が 21 件と少数で

あり、フリーキーワードのみの検索では検索結果がゼロとなってしまうことが危惧されたため、フリーキーワード検索に加えてあらかじめ提示したキーワードの選択（複数可）で検索できるようにした。ヒットした文献一覧のタイトルをクリックすると、その文献の詳細（タイトル、著者、出典、研究デザイン、実施国、目的、対象、方法、結果、結論、検索キーワード）が表示されるようにした（図 2）。

事例研究については、87 件の事例情報（タイトル、性別、模擬年齢、本人及び事業所の職種、業務歴、飲酒歴、飲酒期間、ウイルス以外で肝障害の程度を増悪させた要因、病状、ウイルスの種類、産業医が事例を知った経緯、本人が感染を知った経緯、就業上の措置内容、主治医との連絡、上司・人事との連絡、措置後の経過、事例への対応を振り返って、労働者数、産業医の専属・非専属、産業医の診療業務の有無）を 3 種類の方法で検索可能にした。検索方法は、文献研究と同様に、①キーワード検索に加え、②フローチャート検索、③条件の組み合わせによる検索を可能にした。②フローチャート検索は、平成 23 年度の研究で作成した、労働者の病状経過に応じて産業医が介入するポイントや、対応内容を図示したフローチャートを利用した。産業医の対応や労働者の行動を表現する図表にマウスをあてると、該当する事例一覧が表示される。③条件の組み合わせによる検索は、エクセルのピボットテーブル機能を再現したもので、項目（複数可）を自由に選んで横軸、縦軸にドラッグすると分割表が表示され、任意の組み合わせで検索条件を設定できる。該当する事例の数が分割表に表示され、数字をクリックすると事例一覧が表示される。①、②、③どの方法も事例一覧からタイトルをクリックすると、事例の詳細ページにまでたどり着くユーザインターフェースを実現した（図 3）。

調査研究については、パワーポイント資料（第 86 回日本産業衛生学会で一部公表）をホームペー

ジに掲載した（図 4）。

D. 考察

データベース化した研究成果において、文献調査では 21 件の文献を整理したが、職域における肝炎ウイルス検査体制や、就業上の配慮に関する知見は少なく、エビデンスとして活用するには、情報が不足していると考えられた。

事例調査では、現役の産業医から 87 の豊富な事例が提供され、産業医の勧奨が受診につながった事例や、就業上の措置によりインターフェロン等の治療が円滑に継続できた事例など、産業医が積極的に関わるメリットを具体的に提示した好事例が多く掲載され、日常の産業保健活動を行う際に有用な情報となり得ると考えた。

産業医に対する意見調査では、産業医が労働者の肝炎ウイルス検査結果を積極的に把握して関与すべきかについて大きく意見が分かれた。また産業医が就業適性を判断する根拠も多様であることが示され、普遍的な結論は得られなかったものの、多くの産業医の意見の実態を明らかにすることで、産業医が自らの事業所で産業保健活動を実践する上での参考資料となると考えられた。

E. 結論

平成 23、24 年度に実施したウイルス性肝炎に罹患した労働者の就業上の配慮に関する文献調査、事例調査、産業医の意見調査結果の研究成果を、ウェブ上で公開できるように電子データベースを開発した。

フローチャートによる表示や複数の検索方法の設定など、職場の産業医や衛生管理者が必要な情報に容易にアプローチできるようなサイトとした。

F. 研究発表

なし

G. 知的財産権・登録状況

なし

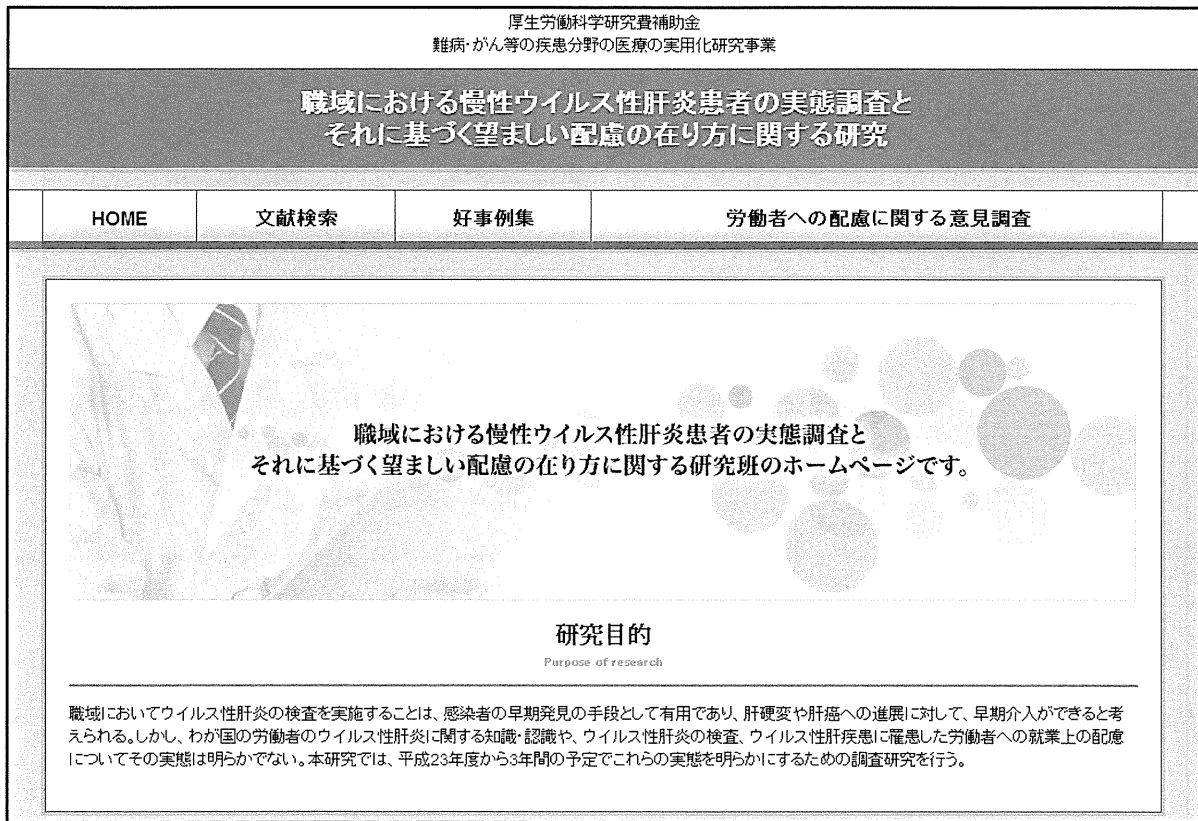


図1 ホームページトップ画面

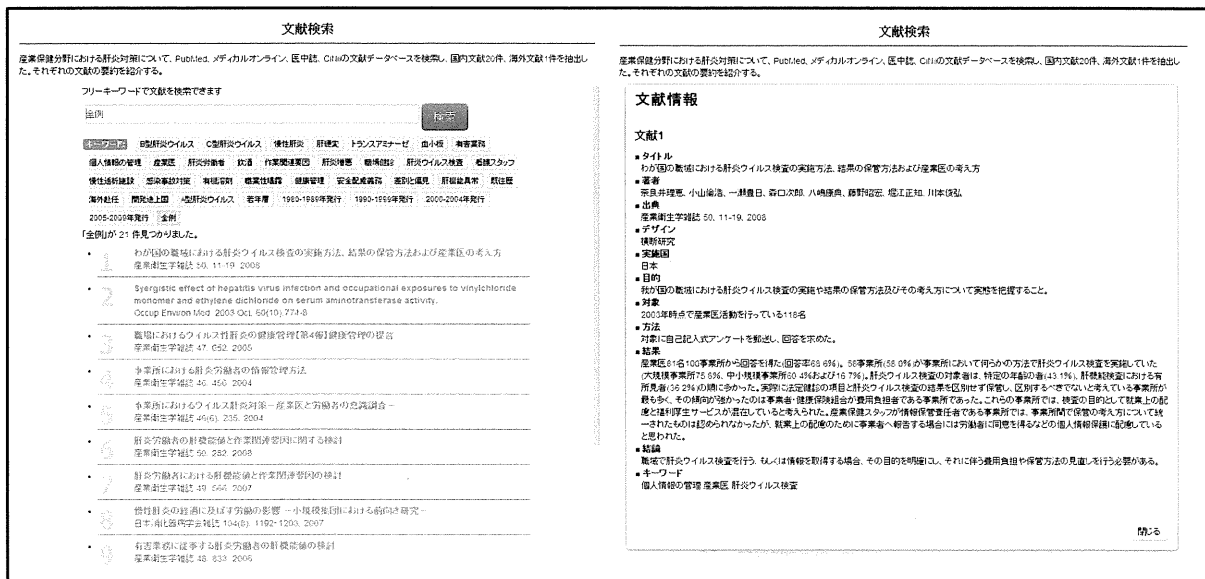


図2 文献検索画面の例（左図の文献タイトルをクリックすると右画面が表示される）

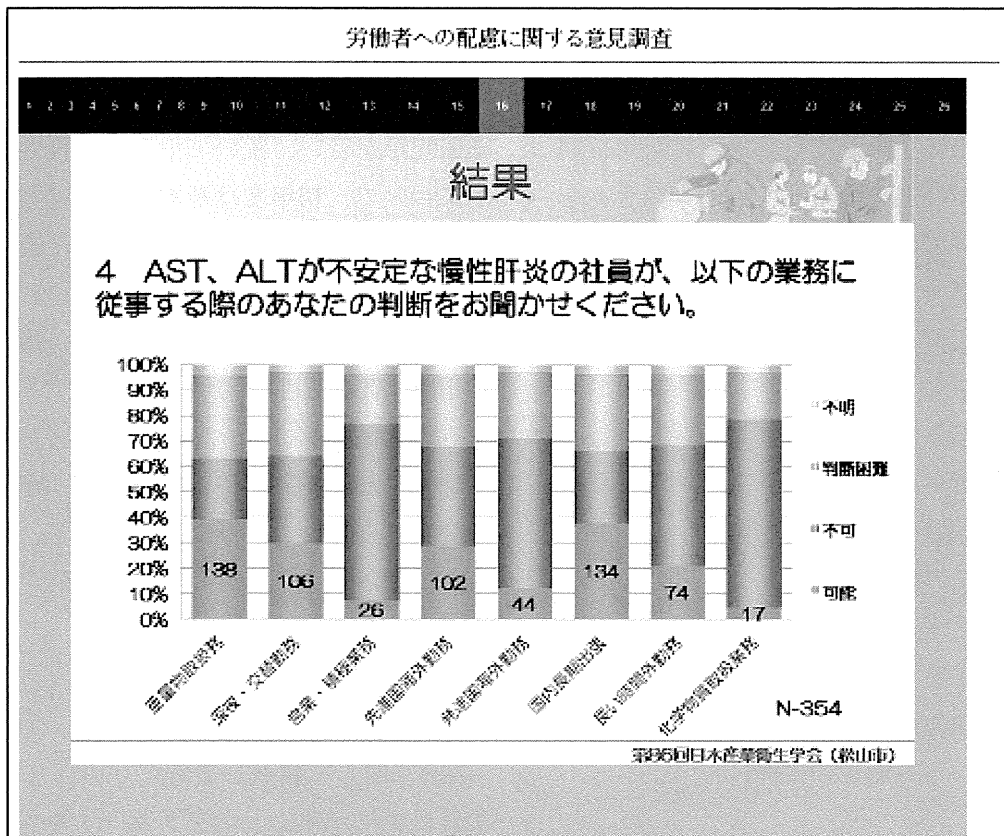
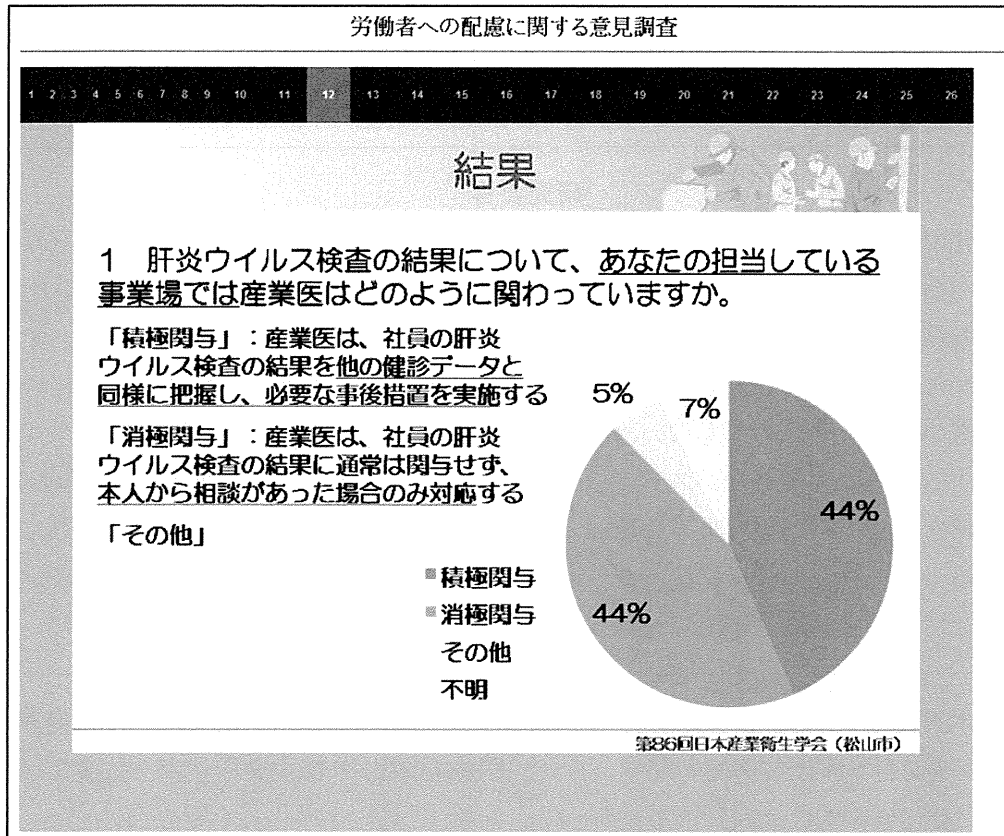


図4 産業医の意見調査結果画面の例

慢性肝疾患の労働者へ行う就労配慮に関する事例登録システムの開発

研究分担者 堀江正知 (産業医科大学 産業保健管理学 教授)

研究要旨

これまでの研究で、産業保健現場では肝炎に罹患した労働者に対し、さまざまな就業上の配慮が実施されていることが明らかとなった。一方でこのような配慮が、配慮を行わなかった場合と比較して労働者の病状や就労継続に対して、よりよい結果をもたらしたかといった客観的な効果については、先行研究を含めて明らかにされていない。そこで、本研究では、産業医に慢性肝疾患に罹患した労働者に対して行った就業配慮の内容を登録してもらい、長期的に当該労働者への配慮と経過を追跡していくことで、その効果を検証するための事例登録システムの開発を行った。本研究では労働者の健康情報という、特に機微な個人情報を取り扱うため、暗号を用いた匿名化等により、産業医自身及び労働者の個人情報が厳重に保護されるよう、細心の注意を払った。今後は、参加に同意した産業医に事例登録システムから労働者を登録させて、継続的に追跡調査を行って労働者の長期予後を観察する。

研究協力者 濱本貴史¹、中川知¹、谷澤有美¹、川波祥子¹、奈良井理恵²、永野千景³、川瀬洋平⁴

¹ 産業医科大学産業保健管理学、² マツダ株式会社、³ 株式会社クボタ筑波工場、

⁴ 三菱化学株式会社四日市事業所

A. 研究目的

慢性肝疾患に罹患した労働者への就業配慮に関する事例を産業医に登録してもらい、結果を継続的に病状と就業の経過を観察していくシステムを開発し、産業医が労働者へ行う就業配慮が、病状や就労継続に及ぼす効果を検証することを目的とした。

B. 研究方法

1. 対象（登録者）

本研究の概要を説明し、内容を理解した上で参加に同意した全国の産業医

2. 登録の対象とする事例

産業医が担当する事業所で、健康診断、健康相談、復職面談等のあらゆる場面で把握した慢性肝疾患に罹患している労働者の事例。

3. 調査期間

初回登録：平成 26 年 3 月（予定）。2 回目以降は年 1 回、定期的に実施してもらう

調査対象期間：平成 22 年 4 月～

4. 調査方法

参加に同意した産業医は、ウェブ上で自身の産業医登録を行い、続いて把握した慢性肝疾患の事例について、初年度は基本情報と就業上の配慮内容を、2 回目以降は、年 1 回、その後の当該労働者の就業状況や配慮内容の変化について登録してもらう。調査のエンドポイントは、病状悪化による退職、死亡とする。

5. 結果の解析

5 年以上調査を実施した段階で、配慮を行った労働者群と行わなかった群において、病状や就労状態に差が認められるかを比較検討する。

C. 研究結果

1. アンケートの作成

事例に関して登録してもらう項目を検討し、別添資料 1 に示すようなアンケートを作成した。アンケートは、I 産業医の基本属性、II 労働者の基本属性、III 実施した就業配慮について、の 3 つの大項目から構成される。それぞれの登録内容

は以下の通りとした。また、調査の流れを図1に示す。

I 産業医の基本属性（初回登録）

所属名、氏名、専属または嘱託、所属する事業所の業種

II 労働者の基本属性（初回登録、2回目以降は変更箇所のみ修正）

産業医が労働者の罹患していることを把握した日付、氏名、性別、生年月日、労働者自身が自身の罹患を知った日付、30日以上のお休みの有無、産業医が罹患を把握した時の診断名、肝疾患の原因、飲酒量、職種、有害業務の有無、業務の強度、勤務形態

III 実施した就業配慮について（初回登録、2回目以降はその後の状況を登録）

就業制限の内容、時間外労働時間

2. 事例登録システムの開発

作成したアンケートの内容を、ウェブ上で登録するためのシステムの開発を、専門の業者（ビズ・コレジオ）に依頼した。登録システムの構成図を図2に示す。

3. セキュリティ・暗号化

サーバは、厳格なセキュリティ管理下にある北九州 e-PORT のデータセンターに設置した。インターネットを利用した通信については、すべてSSLもしくはVPNを用いた、暗号化された通信を行う。また、すべての機能は、ID、パスワードにより保護し、特定の人しか利用できないようにした。

D. 考察

本研究では、肝炎に罹患している労働者の健康情報をウェブ上で産業医に登録してもらうことから、特に個人情報の管理を重要視した。上述のセキュリティ体制の下で、図3に示すように、インターネット上で入力されたデータのうち秘匿性が高い情報はAES暗号を用いて匿名化されてデータセンターに送信され、その時点で、データ内で個人が特定される情報は暗号化されている。暗号化は入力されたときに任意のパスワードを用いて

行われており、入力を行った産業医のみが知りえる情報となる。さらに入力された情報のうち、産業医情報も匿名化する機能を持つ。以上の二重の匿名化を行っており、高いセキュリティーレベルであるといえる。

今後は、事例登録システムを利用して、産業医に対象となる労働者を登録してもらい、継続的に追跡調査を行っていく予定であるが、追跡不能となる労働者を減らすため、システムより一定の時期に入力を促す電子メールを送信する。また産業医の入力の意欲を高めるインセンティブとなるような解析結果の還元についても検討する。

E. 結論

産業医が肝炎に罹患した労働者へ行う就業配慮が、病状や就業に与える効果を検証するための登録システムを開発した。今後、データを長期的に収集することで、これまで、産業医の経験に基づく個別判断で行われる傾向のあった、就業配慮の効果に関するエビデンスを確立していくことを目指すこととしている。

F. 研究発表

なし

G. 知的財産権・登録状況

なし

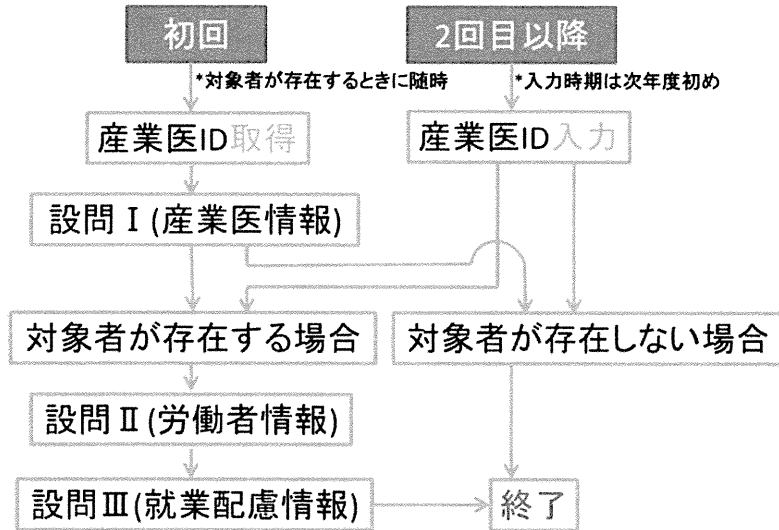


図1 入力の流れ

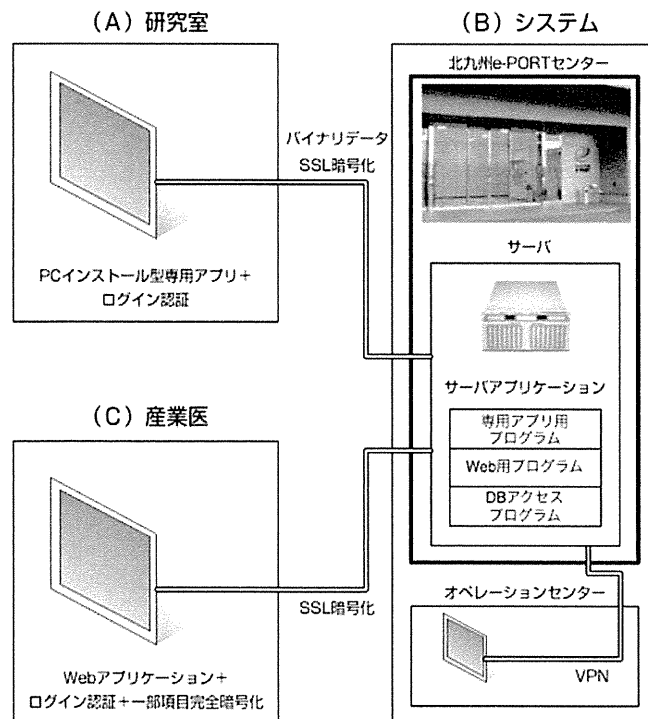


図2 事例登録システムの構成図